

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公開番号】特開2018-143698(P2018-143698A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2017-44723(P2017-44723)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/14

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月27日(2019.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影手段により時系列順に取得される医用画像に対して、保存すべきか否かについての第1の判定を行う第1の判定手段と、

前記第1の判定が肯定された場合に、保存すべきと判定された前記医用画像を保存手段に保存する保存制御手段と、

保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されたか否かについての第2の判定を行う第2の判定手段と、

前記第2の判定が否定された場合に、前記保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されていないことを報知する報知手段とを備えたことを特徴とする医用画像撮影制御装置。

【請求項2】

前記第1の判定手段は、前記医用画像に含まれる解剖学的領域に基づいて、前記第1の判定を行う請求項1記載の医用画像撮影制御装置。

【請求項3】

前記第2の判定手段は、複数の撮影手技による複数の前記医用画像を保存するに際し、前記第2の判定が否定された場合、未保存の医用画像についての撮影手技の情報を取得し、

前記報知手段は、前記未保存の医用画像についての撮影手技をさらに報知する請求項1または2記載の医用画像撮影制御装置。

【請求項4】

前記保存制御手段は、被写体の複数の部位についての複数の前記医用画像を保存するに際し、前記保存が必要な1以上の前記医用画像を、前記部位ごとに前記保存手段に保存する請求項1または2記載の医用画像撮影制御装置。

【請求項5】

前記保存制御手段は、前記保存が必要な1以上の前記医用画像に時間的に前後する複数の医用画像をさらに前記保存手段に保存する請求項1から3のいずれか1項記載の医用画像撮影制御装置。

【請求項6】

前記撮影手段は、超音波撮影手段である請求項1から4のいずれか1項記載の医用画像

撮影制御装置。

【請求項 7】

前記報知手段は、前記第1の判定が肯定されたことをさらに報知し、

前記保存制御手段は、保存すべきと判定されかつ保存すべき指示がなされた前記医用画像を前記保存手段に保存する請求項1から6のいずれか1項記載の医用画像撮影制御装置。

【請求項 8】

撮影手段により時系列順に取得される医用画像に対して、保存すべきか否かについての第1の判定を行い、

前記第1の判定が肯定された場合に、保存すべきと判定された前記医用画像を保存手段に保存し、

保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されたか否かについての第2の判定を行い、

前記第2の判定が否定された場合に、前記保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されていないことを報知することを特徴とする医用画像撮影制御方法。

【請求項 9】

撮影手段により時系列順に取得される医用画像に対して、保存すべきか否かについての第1の判定を行う手順と、

前記第1の判定が肯定された場合に、保存すべきと判定された前記医用画像を保存手段に保存する手順と、

保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されたか否かについての第2の判定を行う手順と、

前記第2の判定が否定された場合に、前記保存が必要な1以上の医用画像が前記保存手段に保存されていないことを報知する手順とをコンピュータに実行させることを特徴とする医用画像撮影制御プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

また、メモリ32には、医用画像撮影制御プログラムが記憶されている。医用画像撮影制御プログラムは、CPU31に実行させる処理として、プローブ20から入力された検出信号を画像化する画像化処理、画像化処理により時系列順に取得される超音波画像に対して、保存すべきか否かについての第1の判定を行う第1の判定処理、第1の判定が肯定された場合に、保存すべきと判定された超音波画像をストレージ33に保存する保存制御処理、保存が必要な1以上の超音波画像がストレージ33に保存されたか否かについての第2の判定を行う第2の判定処理、および第2の判定が否定された場合に、保存が必要な1以上の超音波画像がストレージ33に保存されていないことを報知する報知処理を規定する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

このように、本実施形態においては、時系列順に取得される超音波画像に対して、保存すべきか否かについての第1の判定を行い、保存が必要な超音波画像がストレージ33に保存されたか否かについての第2の判定を行い、第2の判定が否定された場合に、保存が必要な超音波画像がストレージ33に保存されていないことを報知するようにしたもので

ある。このため、操作者は報知により保存が必要な超音波画像が保存されていないことを知ることができる。したがって、保存が必要な超音波画像を漏れなくかつ効率よく保存できる。